

一般社団法人入間市シルバー人材センター安全就業規程

(目的)

第1条 一般社団法人入間市シルバー人材センター会員就業規約第5条に基づき、会員の就業に伴う事故を未然に防止し、安全かつ、適正に就業ができるよう必要な事項を定める。

(遵守義務)

第2条 会員が就業するときは、この規程を遵守し自ら安全・適正就業に努めなければならない。

(心得)

第3条 会員が就業するにあたっては、次の心得を守り作業に従事しなければならない。下記(1)～(14)を守らずに事故またはトラブルを起こしたときは、理事会にて審議のうえ、就業の制限を課す場合がある。

- (1) 作業は安全第一を心掛け、「急かす」「慌てず」「つまずき」「転倒」「ぶつかり」に気をつけること。
- (2) 器具類は、使用する前に必ず点検すること。
- (3) 服装・履物は、作業に合った動きやすいものにすること。
- (4) 作業前には、軽い柔軟体操をして身体をほぐすこと。
- (5) 加齢による諸機能の低下を十分に認識し、無理をしないこと。
- (6) 作業現場は、常に整理整頓を心掛けること。
- (7) 共同作業では、合図、連絡を正確に行うこと。
- (8) 帰宅するまでは仕事のうち、交通事故に気をつけること。
- (9) 健康には常に注意し、健康な状態で就業すること。
- (10) 仕事の前日は、十分睡眠をとるように心掛けること。
- (11) 酒気を帯びての就業は絶対に避けること。
- (12) 就業先の安全基準は必ず遵守すること。
- (13) パワハラ、セクハラ、他人を傷つける等の行為は慎むこと。
- (14) 無理をせず、信頼関係を築き作業すること。

(作業手順書)

第4条 会員が就業するにあたっては、作業手順書等（含むマニュアル）を守り、安全就業に努めなければならない。

2. 作業手順書等を作成する場合は、「作業別安全基準書」等を参考にして職群の実情に合ったものを作成すること。

(安全保護具)

第5条 会員は、高所作業や危険を伴う作業をする場合は、必ずヘルメットを着用し必要に応じ安全帯を使用すること。

2. 前項のほか、安全面で保護する必要がある作業に従事する場合は、作業手順書等に定める安全保護具を着用しなければならない。

(熱中症対策)

第6条 猛暑の作業時期、職群の班長（若しくは当日作業のリーダー）は、以下のような会員の熱中症対策を講じること。

- (1) 水分・塩分を適宜補給させる。
- (2) 首筋を冷やす。
- (3) タオルや帽子などを活用させ、直射日光が当たらないよう周知する。
- (4) 必要に応じこまめに休憩を促す。
- (5) 作業開始時間等の変更調整を行う。

(交通事故の防止)

第7条 会員は、就業先との往復時に自動車、バイク、自転車などを利用するときは、交通ルールを徹底し慎重に運転すること。

2. 会員が路上で作業する場合は、交通ルールを守るとともに、ヘルメットや腕章を着用するなど、交通事故防止に留意して作業を行うこと。
3. 会員が通行人等に対して危険と思われる作業をする場合は、作業中であることわかる標識等を設置し事故防止に努めること。

(機械・器具類の使用)

第8条 会員が機械・器具を使用するときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 正しい取り扱いで作業を行うこと。
- (2) 使用前の点検で安全確認を行うと共に、定期的に点検を行うこと。
- (3) 点検中や作業中に不良個所や異常を発見した場合は、直ちにその機械・器具の使用を中止すること。
- (4) 不良や異常な機械・器具がセンターの備品である場合は、直ちにセンターへ報告を行うこと。
- (5) 技能講習を要する機械・器具を使用する場合は、当該講習を受講すること。
受講に要する費用の半額をセンターが負担するものとする。

(使用の禁止)

第9条 屋外作業中に機械・器具類による物損事故、人身事故、自損事故を1年以内に2回発生させた会員は、機械・器具類の使用を禁止する。

2. 会員は、いかなる場合においても満80歳の誕生日をもって機械の使用を禁止する。

(健康管理)

第10条 会員は、常に自らの健康の維持並びに管理に努めると共に、健康診断を受診すること。

2 会員は、常に疲労が蓄積しないよう休養を十分にとるよう心掛けのこと。

(報告義務)

第11条 会員は、就業先との往復時や就業中に事故やケガをしたとき、又は身体に異常を感じた時は直ちに共同作業中の者が応急の処置をとるとともに、必要があれば救急車を手配し、センター及び就業先へ報告と事故届を提出すること。

(その他)

第12条 会員はこの規程に定めるもののほか、安全就業に係る事項がある場合には、それに従い作業に従事しなければならない。

附 則

この規程は、令和 2 年 10 月 23 日から施行する。

これに伴い、平成 23 年 7 月 21 日改訂された安全就業規程は廃止する。

この規程は、令和4年12月22日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

この規程は、令和7年5月22日から施行する。